⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用
１）電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。また、確認書を３⑴の問い合わせ先に事前にＦＡＸにて提出すること。
２）電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。
２　競争参加資格
⑴　入札参加者に要求される資格
１）基本的要件
①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」で、Ａ又はＢ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。）でないこと。
④　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　入札説明書の交付を直接受けた者であること。（３⑶の交付方法により直接入札説明書を入手した者であること。）
⑦　平成19年度以降に、完成・引渡しが完了した当該製造物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明した者であること。
⑧　当該製造物品に関し迅速なアフターサービス体制及び部品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
⑨　当該製造物品の製作仕様書が特記仕様書及び特記仕様書において指定した機器仕様書で示す要求要件を満足すること。
３　証明書等及び入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ、証明書等、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
政府電子調達システム
https://www.geps.go.jp/
〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　関東地方整備局総務部契約課購買第一係　髙木　亮太　電話048―601―3151　内線2549
⑵　紙入札方式による証明書等、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記⑴の問い合わせ先に同じ
⑶　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
１）入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成29年６月28日から平成29年９月６日までとする。
２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等、ＵＳＢは不可）を上記⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。
受付期間は平成29年６月28日から平成29年９月５日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。
⑷　電子調達システムによる証明書等の提出期限、紙入札による証明書等の提出期限　平成29年８月８日13時00分
⑸　電子調達システムによる入札書の提出期限、紙入札による入札書の提出期限　平成29年９月５日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成29年９月６日11時00分　さいたま新都心合同庁舎２号館　国土交通省関東地方整備局入札室
４　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
１）電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を上記３⑷の提出期限までに、上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。
２）紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を３⑷の提出期限までに、３⑵に示す場所に持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第２条第６号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により提出しなければならない。
⑷　落札対象　当該業務の仕様に関する資料は、契約担当官等において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ると判断した当該業務の仕様に関する資料に係る入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。（入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札（電子調達システム）に際しての注意事項参照）
⑹　契約書の作成の要否　要。
⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑻　手続きにおける交渉の有無　無。
⑼　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Wataru Oonishi Director-General of Kanto Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28
⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured :　H29―H30　Telemetering Bureau Multiplex Communication Equipment 1 set (Fujiwaradamu)
⑷　Fulfillment period : 31 July, 2018
⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation.
⑹　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.geps.go.jp/
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
１）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
２）Have Grade A or B on “manufacturing of products” or “selling of products” in Kanto Koushinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016／2017／2018.
３）not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.
４）not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
５）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.
６）Have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned.
７）Have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned.